

第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

〔計画期間：2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月〕

第1章 計画の概要(P 1-3)

那覇市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期、及び子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。

本市では2015(平成27)年に第1期那覇市子ども・子育て支援事業計画を策定し、同計画に基づき様々な子育て支援などに取り組んできました。計画を推進するなかで少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの増大など、本市の子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。このような状況変化に対応し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、利用希望把握調査や庁内組織である那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チームでの検討、学識経験者や関係機関・関係団体の代表者などで構成される那覇市こども政策審議会における議論やパブリックコメント等を経て、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5カ年間を計画期間とする「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状(P 4-34)

統計からみる那覇市の状況

①人口や世帯の状況

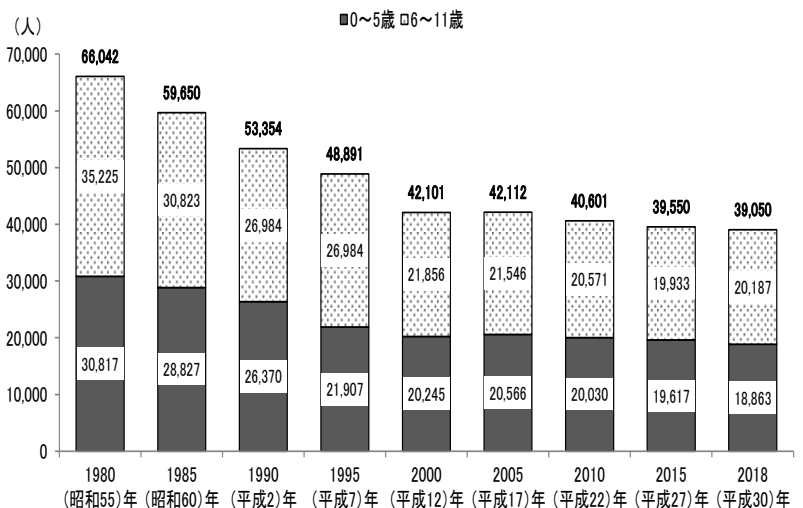
住民基本台帳における本市の人口は、2011(平成23)年以降32万人台で推移していますが、本市の出生数は2012(平成24)年以降は減少傾向にあり、2012(平成24)年の3,510人から2017(平成29)年は3,084人となっています。また、本計画の対象となる12歳未満の児童の人口については、1980(昭和55)年以降減少傾向にあり、2015(平成27)年以降は40,000人を下回り、2018(平成30)年は39,050人となっています。

世帯の状況については、2000(平成12)年以降、単独世帯が増加傾向にあり、2000(平成12)年の29.3%から2015(平成27)年は38.1%と、8.8ポイント増加しています。

本市の待機児童数については、2016(平成28)年の559人をピークに減少や増加を経て、2019(平成31)年は250人となっています。

公立・認可保育所等の施設数と定員数は増加しており、2019(平成31)年は施設数156カ所・定員数11,939人となっています。また、申し込み数、受け入れ児童数も増加傾向となっていますが、2017(平成29)年以降は申し込み数を

図表1 対象となる児童の人口



資料：国勢調査、市民文化部 ハイサイ市民課

上回る定員数を確保しています。

②産業、就労の状況

2017(平成 29)年の本市の女性の年齢別就業率をみると、25～34 歳で 81.8%と最も高く、全国と沖縄県の就業率よりも高くなっています。また、35 歳～44 歳でも全国を上回る 77%となっています。

就労環境については、2013(平成 25)年度及び 2018(平成 30)年度の利用希望把握調査の結果を比較すると、2018(平成 30)年度は、両親ともにフルタイムの家庭が全体で 5.86 ポイント上昇した 46.27%となっています。子どもの年齢別でみると、0 歳児を持つ専業主婦(主夫)家庭では 10.92 ポイント下降した 21.81%、0 歳児を持ち両親のどちらかがフルタイム、もう一方がパートの家庭では 8.69 ポイント上昇した 19.6%となっています。育児休業の取得に関しては、取得した母親の割合が 8.54 ポイント上昇した 52.3%となっています。また、母親の復職時の子どもの年齢をみると、0 歳 7 か月～11 か月が 14.39 ポイント下降した 23.73%となっています。

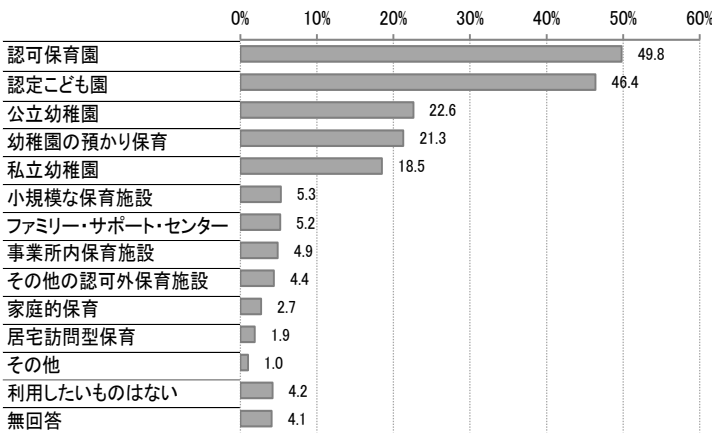
ニーズ調査の結果と分析

第 2 期計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、市内に在住する就学前児童(0～5 歳)のいる世帯約 4,200 世帯と、小学生児童(小学 1 年生～6 年生)のいる世帯約 3,200 世帯を対象に利用希望把握調査を実施しました。アンケート調査の回収率については、全体で 70.5%となっています。

調査結果からは、家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境をはじめ、保護者の就労状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望、児童の放課後の過ごし方、育児休業や短時間勤務制度等の利用状況など、市民の皆様の子育て環境や子育て支援に関するご意見・ご要望、教育・保育サービス等の利用状況・利用希望などについて把握することができました。

特に、保護者の就労状況をみると、母親の就労している割合が就学前で 77.8%、小学生で 77.3%となっており、2013(平成 25)年度の利用希望把握調査結果と比較すると、就学前で 3%、小学生で 6 パーセント増加しており、就労している人が増えていることが確認できました。

図表 2 定期的な教育・保育事業の利用希望



第 1 期計画の評価

第 2 期計画の策定にあたっては、第 1 期那覇市子ども・子育て支援事業計画[2015(平成 27)年度～2019(令和元)年度]で設定した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「主な施策の目標値」について、進捗状況を検証・評価しました。

地域子ども・子育て支援事業では、2020(令和 2)年 4 月 1 日の数値をもって最終年度の実績値としたため、達成度については 2018(平成 30)年度の実績値で評価していますが、第 1 期計画期間中における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価としては、半分程度の事業等が目標値を達成しています。

なお、目標値未達成の事業等については、当初想定したより事業の進捗が見られなかったことなどの他、第 1 期計画期間中に取り組み始めた事業等もあることから、目標値の設定が困難だったことなども要因として挙げられます。

「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」

本市の最上位計画である「第5次那覇市総合計画」において「なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像として掲げ、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までを計画期間として取り組んでいるところです。

「第5次那覇市総合計画」においては、まちづくりの将来像を具現化するため、5つのめざすまちの姿を示していますが、那覇市子ども・子育て支援事業計画は、このうちの「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」というめざすまちの姿に資する計画として策定するものです。

第4章 量の見込みと確保方策[主な計画](P37-58)

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し教育・保育提供区域を定め、同区域ごとに需給計画を立てることが規定されています。本市では、同法を踏まえ、歴史的経緯から一定の繋がりと特色等が確認できる本庁、真和志、首里、小禄地区の4行政区を教育・保育提供区域として設定しました。

量の見込みと確保の内容

第2期計画においては、これまでの国の動向や本市における取り組み等を踏まえ、利用希望把握調査結果や実績等に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量となる量の見込みを算定し、量の見込みに対応するための目標値となる確保の見込み等を定めました。また、確保の見込み等を達成するための5カ年間の本市の方策について、提供体制の考え方として整理しました。

第2期計画において定める事業等については、次の表のとおりです。

◆子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組み	
1 教育・保育の提供体制の確保に関する取り組み	・一時預かり事業
・1号認定	・病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)
・2号認定	・子育て援助活動支援事業
・3号認定	・利用者支援事業
	・乳児家庭全戸訪問事業
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する取り組み	・養育支援訪問事業
・延長保育事業	・妊婦健康診査事業
・放課後児童健全育成事業	・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・短期入所生活援助事業・夜間養護等事業	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
・地域子育て支援拠点事業	・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

また、第 2 期計画では、教育保育及び本市で実施する地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保の内容を定めていますが、本概要版では、待機児童に関連する教育・保育及び放課後児童健全育成事業について以下抜粋し、掲載しました。

【 教育・保育の量の見込みと確保の内容 】

1 号認定 (3-5 歳)		2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度
	A 量の見込み	2,161	2,082	1,950	1,905	1,870
	B 確保の見込み	1,909	2,348	2,778	2,778	2,778
	B - A	△252	266	828	873	908

2 号認定 (3-5 歳)		2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度
	A 量の見込み	6,910	6,747	6,337	6,227	6,126
	B 確保の見込み	6,918	6,994	7,017	6,999	6,948
	B - A	8	247	680	772	822

3 号認定 (0 歳)		2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度
	A 量の見込み	956	943	932	921	911
	B 確保の見込み	1,093	1,120	1,135	1,141	1,141
	B - A	137	177	203	220	230

3 号認定 (1・2 歳)		2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度
	A 量の見込み	3,852	3,884	3,946	3,889	3,841
	B 確保の見込み	3,864	3,946	4,068	4,164	4,194
	B - A	12	62	122	275	353

■提供体制の考え方：

2020(令和 2)年度は、1 号認定においては、量の見込みに対し確保の見込みが 252 人分不足していますが、2021(令和 3)年度以降は、教育・保育においては量の見込みに対応した必要利用定員総数が確保された計画としています。

具体的には、私立保育園のこども園移行や、公立幼稚園から移行した認定こども園の認可定員内での 1 号認定及び 2 号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。1・2 歳児については、必要な地区には、年齢毎の定員の調整を行うほか、特に真和志地区においては、他地区と比較し確保の見込みが不十分なことから、施設・事業の早期開設を計画します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

【放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容】

放課後児童健全育成事業		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
	A 量の見込み	5,547	5,447	5,365	5,199	5,071
	B 確保の見込み	4,919	5,069	5,219	5,199	5,071
	B - A	△628	△378	△146	0	0
	確保方策(施設数)	94	98	102	102	102

■提供体制の考え方：

2022(令和4)年度までは量の見込みに対し確保の見込みが不足する状態となっていますが、2023(令和5)年度以降は、量の見込みに対応した必要利用定員総数が確保された計画としています。

具体的には、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度は4クラブ(8支援の単位)ずつの増加、2023(令和5)年度以降は児童数の自然減により、2022(令和4)年度の児童クラブ数を維持することにより量の見込みに対応します。

計画の推進に関する課題について

2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5カ年間に於いて、認定こども園や認可保育園等の利用定員の調整や整備及び子ども・子育て支援事業の実施などについては、本計画で定めた確保の見込み等の達成に向けて、計画に沿って進めていくことになります。

第2期計画においては、保育士等が不足している現状や教育・保育の質向上に対する保護者のニーズが高まっていることなどを踏まえ、量の見込みや確保の見込み等のほか、計画の推進にあたり課題となる事項として、保育士等の確保や質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に関することなどについて、その現状と対策等を定めました。

とりわけ、本計画の達成に向けては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が必要不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行うこととしました。

また、放課後児童健全育成事業やファミリー・サポート・センター事業などの他事業においても、人員等の確保が大きな課題であることから、処遇等の改善など必要な施策の実施に取り組むこととしました。

第5章 次世代育成支援対策としての関連施策(行動計画) (P59-62)

本市の児童館においては、老朽化に伴う設備を含む建物全体の大規模修繕をはじめ、徒歩圏域での利用しづらい地域への対応、中学生及び高校生の平日の利用促進や貧困対策及び児童虐待防止等の観点からのこどもの居場所としての利活用の推進のほか、児童厚生員の確保や役割と機能に見合う指定管理料の設定など、多様化する市民ニーズに対応した児童館の活用・機能拡充等について取り組むことが求められています。

本市ではこうした課題に対応するため、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく行動計画として、児童館に関する施設、機能及び運営等について施策の方向性を定めました。

施設について

本市の児童館については、11館（緑ヶ丘公園集会所を含む。）体制の維持を基本とします。老朽化した館については、

必要な耐震工事及び修繕を実施し長寿命化を図るとともに、児童館機能を維持するために必要な設備等の修繕を図るものとします。

また、小学校地域連携室等の他の公共施設の活用を検討し、各児童館管轄下の小学校区において、移動児童館等の実施など、利用しづらい地域への対応を推進します。

機能について

中学生及び高校生については、下校時間から閉館時間までの間隔が短く、十分な児童館の利用が確保できないことから、平日の利用のうち夕方の時間帯において、適正な帰宅時間の確保を前提に、13 歳から 18 歳対象の利用時間の延長を検討するものとします。

また、利用許可を受けた児童が、帰宅前に児童館を利用できる取り組みなど、地域における子どもの健全育成の結節点として相談・調整等の機能を強化します。

運営について

2019(平成 31)年 4 月現在、児童館全 10 館は指定管理者制度を導入し、緑ヶ丘公園集会所は直営により運営しています。直接的に児童館運営のノウハウを蓄積し、指定管理者に対する助言・指導等を含めて児童館全体の機能を維持し向上させるため、原則 1 館は直営を維持するとともに、指定管理施設については、適切な指定管理料の確保を図るものとします。

第 6 章 計画の進行管理(P 63)

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者などから構成される「那覇市こども政策審議会」を設置し、議論を行ってきました。

那覇市こども政策審議会は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、那覇市こども政策審議会に報告するとともに、必要な場合は諮問等を行うこととします。

なお、計画における実施状況の点検・評価の結果については、適宜那覇市のホームページ等で公表します。

那覇市のホームページアドレス及び QR コード

<https://www.city.naha.okinawa.jp/>



第 2 期那覇市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

編集・発行：那覇市 こどもみらい部 こども政策課

TEL 098-861-2110 FAX 098-917-0106

令和 2 年 3 月
那 覇 市